ヲ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ワ　看護補助加算
カ　地域加算
ヨ　離島加算
タ　療養環境加算
レ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
ソ　二類感染症患者療養環境特別加算
ツ　重症者等療養環境特別加算（一般病棟に限る。）
ネ　小児療養環境特別加算（一般病棟に限る。）
ナ　無菌治療室管理加算（一般病棟に限る。）
ラ　放射線治療病室管理加算（一般病棟に限る。）
ム　緩和ケア診療加算（一般病棟に限る。）
ウ　精神科措置入院診療加算（精神病棟に限る。）
キ　精神科措置入院退院支援加算（精神病棟に限る。）
ノ　精神科応急入院施設管理加算（精神病棟に限る。）
オ　精神科隔離室管理加算（精神病棟に限る。）
ク　精神病棟入院時医学管理加算（精神病棟に限る。）
ヤ　精神科地域移行実施加算（精神病棟に限る。）
マ　精神科身体合併症管理加算（精神病棟に限る。）
ケ　精神科リエゾンチーム加算（一般病棟に限る。）
フ　強度行動障害入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）
コ　重度アルコール依存症入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）
エ　摂食障害入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）
テ　がん拠点病院加算（一般病棟に限る。）
ア　栄養サポートチーム加算（一般病棟に限る。）
サ　医療安全対策加算
キ　感染防止対策加算
ユ　患者サポート体制充実加算
メ　褥瘡ハイリスク患者ケア加算
ミ　ハイリスク妊娠管理加算
シ　ハイリスク分娩管理加算（一般病棟に限る。）
エ　総合評価加算（精神病棟を除く。）
ヒ　呼吸ケアチーム加算（一般病棟に限る。）
モ　後発医薬品使用体制加算
セ　病棟薬剤業務実施加算１
ス　データ提出加算
ン　入退院支援加算（一般病棟は１のイ、２のイ及び３に限り、結核病棟は１のロ及び２のロに限る。）
イイ　認知症ケア加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）
イロ　精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。）
イハ　精神科急性期医師配置加算（精神病棟の７対１入院基本料、10対１入院基本料又は13対１入院基本料を算定するものに限る。）
イニ　薬剤総合評価調整加算

9　当該病棟（一般病棟に限る。）のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院するものについては、注１から注８までの規定にかかわらず、区分番号Ａ１０１に掲げる療養病棟入院料１の例により算定する。

10　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟（一般病棟に限る。）に入院している患者について、ＡＤＬ維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、１日につき80点を所定点数に加算する。

Ａ１０５　専門病院入院基本料（１日につき）

１　７対１入院基本料　1,591点
２　10対１入院基本料　1,332点
３　13対１入院基本料　1,121点

注１　専門病院（主として悪性腫瘍、循環器疾患等の患者を入院させる保険医療機関であって高度かつ専門的な医療を行っているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。）の一般病棟であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第６号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。

２　当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。
イ　14日以内の期間　512点
ロ　15日以上30日以内の期間　207点

３　当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。
イ　看護必要度加算１　55点
ロ　看護必要度加算２　45点
ハ　看護必要度加算３　25点

４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、１日につき５点を所定点数に加算する。

５　退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

６　入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

７　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
イ　臨床研修病院入院診療加算
ロ　救急医療管理加算
ハ　超急性期脳卒中加算
ニ　妊産婦緊急搬送入院加算
ホ　在宅患者緊急入院診療加算
ヘ　診療録管理体制加算
ト　医師事務作業補助体制加算
チ　急性期看護補助体制加算
リ　看護職員夜間配置加算
ヌ　乳幼児加算・幼児加算
ル　難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）
ヲ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ワ　看護補助加算